

資料をよむ

～立川文書に見る中世の立川氏～

古代・中世部会部会長 鎌倉佐保

はじめに

立川市の市名は、鎌倉時代の立川郷（立河郷）に由来します。この立川郷を名字の地として本拠に定めた武士が立川氏です。立川氏の末裔が大切に保管してきた鎌倉時代以来の古文書（立川文書）が残されたおかげで、いま私たちは鎌倉時代の立川氏について知ることができますが、まだまだわからないこともあります。ここでは立川文書のいくつかを紹介しながら、その疑問も示しておきたいと思います。

1. 今に伝えられた立川文書

まず、立川文書がどのように今に伝来したかを紹介しておきましょう。鎌倉時代立川郷を本拠とした立川氏は、戦国時代には関東一帯を領国とした小田原北条氏に仕え、北条氏が滅亡した後、水戸徳川家に召し抱えられ武蔵国を離れました。水戸藩に仕えた立川氏は、明和5（1768）年、立川重房の時に追放処分をうけ絶家しました。水戸立川氏のもとに伝えられていた鎌倉時代の古文書は、立川重房の娘が嫁いだ郷医諫訪氏に伝わり、江戸後期の文化11（1814）年、水戸藩士で水戸藩や常陸の古文書蒐集や地誌編さんをおこなった小宮山楓軒こみやまふうけんによって記録されました。小宮山楓軒編の地誌『水府志料』すいふしおうのなかに記録された9点の古文書の写しがそれにあたります。しかし、その文書の原本は長らく不明のままでした。

立川氏には、水戸藩に仕官した立川氏とは別に、それ以前に常陸太田の佐竹氏の家臣となり、その後も常陸太田に留まって帰農した一流がありました。小宮山楓軒に写された古文書の原本は、この常陸太田の立川氏に伝えられていたことが明らかになりました。その文書は、平成12（2000）年立川章氏より立川市に寄贈され、現在では立川市歴史民俗資料館に所蔵されています。立川章氏が伝えた古文書は、巻子2巻に仕立てられた14通で、14通のうち9通は『水府志料』に掲載された文書の原本でした。また『水府史料』に掲載されていない5通は、原本ではなく写しでしたが、それまで知られていない新発見の鎌倉時代の古文書の写しでした。

さらに翌平成13（2001）年、同じく常陸太田の立川氏の末裔の立川明子氏の家から、鎌倉時代の古文書原本3通が発見されました。これは立川章氏旧蔵の写し5通のうちの3通の原本であったことが判明しました。これによつて立川文書は、12通の原本と、2通の文書写し、計14通の存在が判明しました。以上の立川文書の伝来、一通ごとの写真や詳細は、立川市教育委員会『立川文書』（平成29年11月30日初版二刷）に詳しく掲載されていますので、これをご参照ください。また市史編さんでも改めて立川文書を精査し、資料編に掲載する予定です。

2. 系図に見る立川氏

では次に、系図で立川氏について見ておきましょう。立川氏は、日奉氏という氏族の出自です。日奉氏はもともと太陽神をまつる祭祀集団として中央・地方に配置された日奉部ひまつりべに由来しますが、武蔵の日奉氏は、11世紀後半に武蔵国に土着し、国衙在序官人ざいちょううかんじん（国府の役人）となり武士団として発展していきました。そのうち武蔵国の馬牧のひとつ由比牧（八王子市四谷町・武分方町一帯）を本拠として由井を名乗った宗弘の子孫が、田村・土渕（日野市）、立河（立川市）、由井を名字とする家にわかれていきました。系図では宗時という人物から立河を名乗ったことがわかります。時代はおそらく平安時代末期か鎌倉時代の初め、12世紀末頃かと推定されます。右に掲げた系図は、日奉氏の一族小川氏に伝來した系図から作成してますが、「」で示したところは名前が伝わっていない

いことを示しています。立川氏末裔のもとにも系図は伝わっていますが、だいたい同様です。

3. 立川文書に登場する立川氏

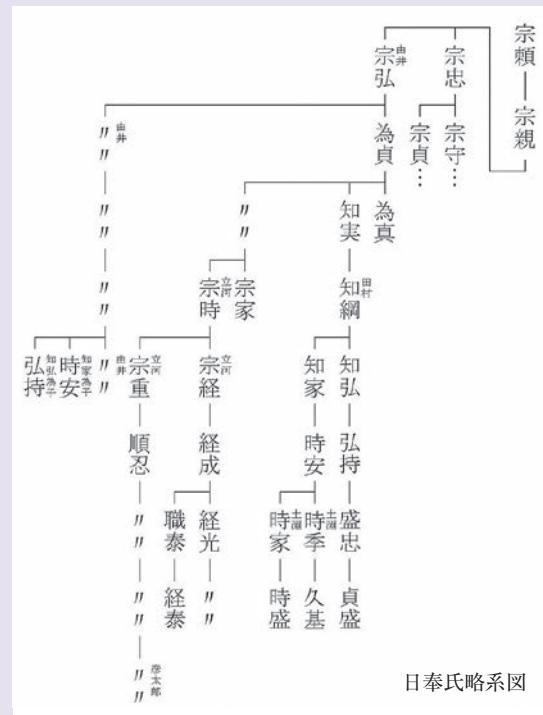
それでは、立川文書を見てみましょう。立川文書のなかには、立河氏や同族の名前が見られます。最も早くには、貞応元（1222）年12月9日、日奉時安という人物が武藏国多西郡内の土渕郷等の所領を嫡男時直に譲与しています。日奉時安は土渕郷を本拠として土渕を名乗った一流です。この文書は、後に立川氏が土渕郷を買得したため、立川文書に残されたようです。

次に弘安7（1284）年には、沙弥西信という人物が「たうしようはう」（道昌房か）という人物に所領を譲与したことが見えます（写真①）。沙弥西信は、系図では立川経光が出家して西信を名乗ったことが記されていることから、経光に比定されています。また経光は、宝治元（1247）年、幕府有力御家人三浦氏一族が滅亡した宝治合戦で活躍したとの記載が系図に見られます。しかし同じころに『吾妻鏡』に登場するのは、立河基泰という人物で、系図では経光の弟の職泰にあたります。当時の御家人は、一族のなかで鎌倉に仕える者、所領経営をする者というように分業していましたことが知られていますので、立川氏も兄経光が立川郷で所領経営にあたり、弟基泰（職泰）が幕府に出仕していたのでしょう。ただし、経光（西信）が所領を譲与した「たうしようはう」についてはどういう人物であったか不明です。

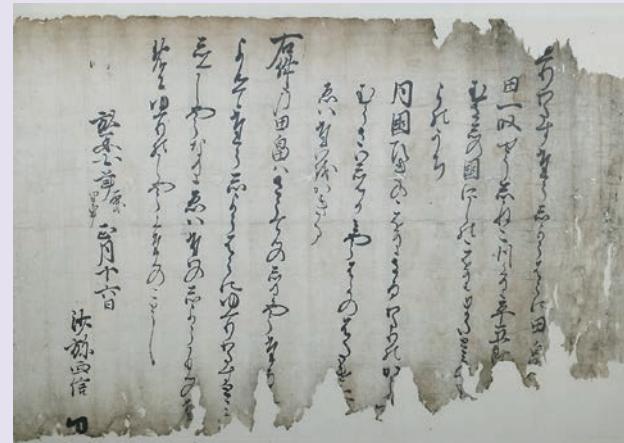
次に立川氏一族で文書のなかに名前が見えるのが、立河彦四郎重清という人物とその妻藤原氏です。重清は、正和4（1315）年土渕郷内の田地を買い取り、幕府からその土地の領有を認められており、また立河重清の妻藤原氏も文保2（1318）年から元応2（1320）年頃まで、土渕郷内の田地を買い取ったり、立河彦太郎重行という人物から立川郷内の田地や、小河彦五郎宗頼という人物から小河郷内の田地を買い取ったりして、その領有を幕府に承認されています。また嘉暦元（1326）年に立河得王丸という人物が、土渕上村の在宅（農民の家とそれに付属する田畠）を猿渡空心から買い取っていますが、この得王丸は、重清と妻藤原氏の間の子ではないかと推測されます。他の文書に見える重繼という人物が、得王丸の元服後の名前ではないかと考えられています。14点の立川文書のうち、9通がこの重清・妻藤原氏・得王丸（重繼）という夫妻とその子に関わる文書であることから、この立川文書は、もともとこの重清、妻藤原氏、重繼の家系に伝わったのではないかと考えられます。

しかし、系図のなかにはこれらの人物が見られないのです。立河彦四郎重清は、経光の孫に彦四郎と名乗る人物が見えますが、実名がわかつていません。重清は立川文書のなかで芝崎と名乗ったことが見えており、立川郷の中心である芝崎をおさえていたと考えられますが、系譜は伝わりませんでした。このことをどう考えるか、系図と文書、その他史料に見える立川氏一族の全体像をどう捉えるかということが、現段階の疑問であり、今後の課題となります。

さて、立河重清の妻藤原氏が立川郷内の田地を買い取った相手の一人に立河彦太郎重行という人物がいました。



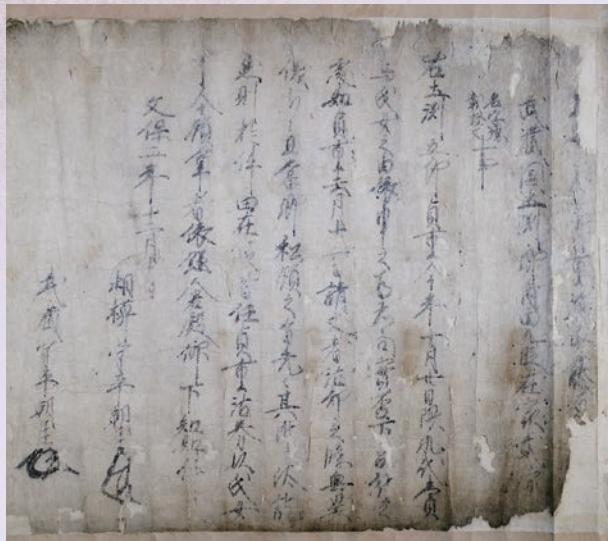
日奉氏略系図



写真①弘安7（1284）年正月16日沙弥西信譲状（立川明子氏所蔵文書）

この人物は、系図では宗重流に彦太郎を名乗る人物がいたことがわかっていますが実名は伝えられていません。重行については、鎌倉幕府の正月行事弓始行事の記録『御的目記』に、正和5（1316）～嘉暦3（1328）年の間、射手として行事に参加していたことが見られます。この行事の参加者はほとんどが得宗被官（北条得宗家の家人）であったことがわかっています。重清と同時期に、得宗被官となり幕府に出仕していた立川氏を代表する人物が重行であったということになります。立川氏のなかにも複数の系統があったと考えられます。

4. 立河重清・妻藤原氏等の土地集積



写真②文保2（1318）年12月10日関東下知状（立川氏文書第1巻7号）

ことが確認されたため、幕府は藤原氏の領掌を認めました。このように買い取った土地の安堵を求める、それを承認することを買得安堵といいます。

このように、立河重清をはじめ、妻藤原氏、子得王丸（重継）等は、土渕郷や立河郷、小河郷などの田地や在家を買い取って、幕府に申請して買得安堵を受け、その領掌の承認を得ていました。問題は、なぜ重清・妻藤原氏等は、これらの田地や在家を買い取っていたのかです。買い取る側に理由があったのか、あるいは売り手の側に何らか理由があったのかはわかりません。これは残された史料を読み解くなかから推測していく以外にありませんが、注目されるのは、売り手が土渕氏、立川氏、小川氏など、その多くが日奉氏の一族であったことです。当時御家人たちは、蒙古襲来による警固体制によって大きな負担がのしかかり、錢貨調達の必要に迫られていました。土地の売却に際して、できるだけ一族以外への土地の流出を防ぐため、一族間での土地売買がなされていたのかもしれません。しかし、一族間の売買であっても、売買された土地をめぐって訴訟が起こることもありました。藤原氏が上記の田・在家とは別に土渕貞重から買った在家1字について、貞重（法名定喜）から押領しているとの訴えが出され、改めて売買の事実の確認がなされています（嘉暦4（1329）年8月7日関東下知状）。買い取った側（重清・藤原氏・得王丸）が、その買得のたびに幕府に買得安堵を求めたのは、買得した側にも土地集積の積極的意図があったことがうかがえます。

このように、立川文書から立川氏一族や周辺の所領などについてさまざまなことが明らかになってきました。しかし、まだまだわからないことも多く残っています。市史編さんではさらに調査・研究を進め、少しでも疑問を明らかにしていければと思います。

立川文書のなかの一通を読んでみましょう。文保2（1318）年12月10日、鎌倉幕府から出された関東下知状という形式の文書です（写真②）。日付のあとの署名は相模守平朝臣とあるのが当時の執権北条高時、武藏守平朝臣が連署金沢貞顕です。これは、立河彦四郎重清の妻藤原氏が、武藏國土渕郷内の田9段（約9,000m²）と在家2字を買い取って、鎌倉幕府に確認と安堵を申請し、幕府が承認したものです。これによれば、藤原氏は、文保2年の10月20日に土渕五郎貞重からこの田と在家を永代買得しました。幕府は、藤原氏からの安堵申請をうけて実否を確かめたところ、11月12日に売主土渕貞重から「沽却の条、異儀なし（売却したことは間違ひありません）」との請文（返答書）が出され、また土渕郷が幕府からの恩給地ではなく私領であり売買可能な土地である